

生涯学習奨励講座認定規則

(目的)

第1条 この規程は民間社会通信教育講座の質的向上を図るため、公益社団法人日本通信教育振興協会（以下「協会」という）が民間社会通信教育講座（以下「講座」という）のうち、生涯学習上奨励するものを生涯学習奨励講座として認定・登録する手続き等を定めるものである。

(実施者及び認定の基準)

第2条 講座の認定を受けようとする者は、社会通信教育講座を実施する団体または個人であって、講座を健全に維持運営する為に必要な施設、組織、機能、資産、熱意、実績を有する者であり、実施者の情報が適性に公開されていなければならない。

2 認定を受けようとする講座は一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付（電磁的方法による配信を含む）し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育であって、かつ別に定める「生涯学習奨励講座認定審査基準」を満たしたものでなければならない。

3 認定講座の実施者はその講座の教育計画の実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

4 「個人情報の保護に関する法律」の求めるところを満たし、受講者の個人情報の保護について十分な措置が講じられていなければならない。

5 受講者の募集など講座の普及及び営業の方法について、法令及び当協会が定める「民間社会通信教育事業実施要綱」に抵触の恐れがないものでなければならない。

(認定講座の水準の維持向上)

第3条 認定講座の実施者は認定を受けた講座の教材、指導方法などについて適宜改善を図り、その水準の維持向上に努めなければならない。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする者は次の各号に掲げるものを事務局に提出して認定の申請をしなければならない。

- 一 別に定める「講座認定申請書」
- 二 通信教育受講に関する規則
- 三 教材セット（主教材及び補助教材）
- 四 教材セットがNET上にあるものについてはその閲覧に必要なID、パスワードなどの情報
- 五 講座案内書
- 六 学習指導者の名簿及びそれぞれの履歴書
- 七 その他協会が必要と認めるもの

(通信教育受講に関する規則)

第5条 前条第1項第二号の通信教育受講に関する規則は、認定講座の実施者と受講者との間の受講についての契約の内容となる事項を定めたものとし、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 講座の名称
- 二 講座の目的

- 三 講座の教育内容に関する事項
- 四 修業期間に関する事項
- 五 教材及び内容に関する事項
- 六 学習指導の方法に関する事項
- 七 学習の評価及び修了の認定に関する事項
- 八 学習指導者、教務責任者及び学習指導機関に関する事項
- 九 入講、退講及び修了に関する事項
- 十 受講料、その他受講者から徴収する費用及び支払方法等に関する事項
- 十一 Net 上にあるものについては、そのプリント、またはその閲覧に必要な ID、パスワードなどの情報
- 十二 実施者に関する事項
名称、代表者の氏名、所在地、連絡方法（電話番号、FAX 番号、E メールアドレス、URL など）、講座責任者の氏名

(認定審査)

- 第 6 条 講座の審査は、別に定める生涯学習奨励講座認定審査委員会がこの規則及び「生涯学習奨励講座認定審査基準」に従って行い、その結果を理事会で審議して承認する。
- 2 講座の認定審査に関わり知り得た実施者のビジネス上の機密情報等は他にもらしてはならない。
 - 3 講座審査の結果は、申請後 3 ヶ月以内に文書で通知する。
 - 4 認定審査結果に異議ある場合は認定又は非認定の通知を受けた日より 30 日以内に協会あてに異議の申し立てを行うことができる。

(審査料・認定登録料)

- 第 7 条 認定を受けようとする者は第一号について、認定を受けたものは第二号及び第三号についてそれぞれ 1 講座ごとに納入するものとし、その額については別に定める。
- 一 審査料
 - 二 認定登録料（登録時）
 - 三 認定講座管理料（3 ヶ年毎）
- 2 審査料は初回審査時に納入しなければならない。認定登録料及び認定講座管理料は認定後納入する。
 - 3 既納の認定登録料及び認定講座管理料は返却しない。

(認定の通知)

- 第 8 条 認定された講座は申請者に通知し、登録された講座は当協会が発行する印刷物やホームページ等に掲載発表する。

(認定の表示)

- 第 9 条 認定・登録を受けた講座について公益社団法人日本通信教育振興協会認定生涯学習奨励講座の旨表示することができる。また別に定めるマークを使用することができる。

(認定資料)

- 第 10 条 協会は第 4 条の資料を善良な管理者の責任をもって管理し、認定講座の維持管理の用に供する。

(変更の申請)

第11条 実施者は、認定を受けた講座について第5条に掲げた事項について変更が生じる場合は変更の内容を明らかにした書類を添えて認定審査委員会に変更の申請をし、理事会の承認を受けなければならない。

(廃止の届出)

第12条 実施者は、認定を受けた講座の廃止をするときは、廃止の時期、廃止後の措置を明らかにする書類を添えて届け出なければならない。

(認定の取消)

第13条 協会は、認定した講座が次の各号の一つに該当することとなった場合は、認定を取消すものとする。

- 一 実施者が講座について変更をする場合に、変更審査により第2条の認定の基準に到達しないとされた場合。
- 二 協会の審査により、講座について第2条の認定の基準に到達しないことが明らかとなった場合。
- 三 この規程の目的に反する行為があり、協会からの助言に対して適切な措置を講じていないと認められる場合。
- 四 認定登録料及び認定講座管理料を1年以上納入しない場合。
- 五 営業方法等に疑義を生じ、理事会が「広告及び営業の基準」に照らして不適切と認めた場合。

附則 この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。